

令和元年6月21日現在

機関番号：34313

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16916

研究課題名(和文) 日本中近世における検地手法とその展開過程の研究

研究課題名(英文) Research on land survey methods and their development process in the middle and early-modern period of Japan

研究代表者

平井 上総 (Hirai, Kazusa)

花園大学・文学部・准教授

研究者番号：20609721

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：豊臣秀吉が行なった重要な土地政策として知られる検地について、検地の実施手法に関連する史料を収集して比較検討を行なった。これにより、江戸時代の検地について、同じ名称の手法でもまったく異なる方法だったこと、同時期の幕府の手法と譜代藩の手法が異なっていたことなどから、江戸幕府の統制ではなく藩・地方独自に検地手法が変化していたことを明らかにした。また、戦国時代には上位権力の影響による土地把握の変化と、戦乱を契機とする土地把握の変化の両面があったことを明らかにした。豊臣政権の場合は政権の影響による変化がかなり大きいことから、検地における豊臣政権の影響力の大きさをあらためて明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、中世から近世にかけての検地手法の多様さと展開を明らかにしたものであり、豊臣期に偏りがちな検地政策の研究について、前後の時代から検討する視点を提示するなどの意義がある。そのみならず、戦国大名・豊臣政権・豊臣大名・江戸幕府・藩といった中世後期から近世にかけての支配権力の構造や政治史に関する研究に対しても、相互の関係を検討するための視角・手法を提示するものであり、大きな意義を持っていると思われる。

研究成果の概要(英文)：Regarding the land survey, which is known as an important land policy conducted by Hideyoshi TOYOTOMI, historical materials related to the method of land survey were collected and compared.

Based on this, it became clear that the method of land survey in the Edo period was not controlled by the Edo bakufu, but was changed independently by domains and regions because the method of land survey in the Edo period was completely different from the method of the bakufu in the same period and the method of fudai domains were different.

In addition, it was clarified that there were two aspects in the Sengoku period: the change in land grasp due to the influence of higher authorities and the change in land grasp due to the wars. In the case of the Toyotomi government, the change due to the influence of the government was quite large, so it was clear once again that the Toyotomi government had a great influence on land survey.

研究分野：日本中近世史

キーワード：検地 中世 近世 日本史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本の中世・近世の権力が実施した検地、特に豊臣政権の太閤検地は、日本史上の重要な土地政策として知られている。これまで多くの研究が行なわれてきているが、特に検地の意義、特に豊臣政権が行なった太閤検地の画期性を追及する研究が、1950～60年代に大きな論争(太閤検地論争)となった。論争が収束したのち、検地研究では、検地作業そのものの実態からこれまでの評価を改める方向に動向が変わってきた。こうした検地の実施の実態を明らかにするためには、検地の実施基準を記した検地条目や、近世に作成された地方書(じかたしょ)や絵図といった歴史資料(史料)を活用しなければならない。だが、検地研究では一部の史料ばかりが集中して使用されており、結果として検地のイメージが偏ってしまっていた。

2. 研究の目的

上述の背景から、本研究では、近世の検地にかかわる条目や地方書・絵図などを集成してデータベース化・紹介するとともに、検地手法の多様性、検地手法の時代的・地理的展開を明らかにすることを目的とした。その上で、検地の画期としてよく知られる豊臣政権の検地の位置付けを考察することも目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、全国にわたる検地にかかわる史料の収集が重要である。そこで、主に各都道府県・市町村が発行した自治体史の史料編を中心に、史料集や史料紹介を行なう先行研究を調査し、検地にかかわる史料のうち地方書、検地の様子を描いた絵図、および検地条目を収集した。その上で、各史料から検地実施方法の具体像を読み取って、測量の方法や斗代などの決定方法などいくつかの指標から分類することで、個々の検地の共通性と相違を見出して、検地の手法とその展開を検討した。

4. 研究成果

採択期間を通して全国の検地関連史料を収集し、読解を行なっていった。それによって明らかになったことは以下の通りである。

(1) まず、検地に関する史料として、地方書・絵図・検地条目の三点を収集目標としたが、地方書と検地条目は概ね収集しえたと思われる。広く読まれた地方書のほか、その地域独自のものもあり、さらに検地実施に際して権力側が作った掟や記録、それに村側が作った記録なども収集しえた。村側のものとしては、新田検地などを藩に求めるための文書も、網羅的ではないが収集しており、検地の多様性を示す一つとして検討対象とした。

一方、2点目の検地の様子を描いた絵図については、よく使われている『徳川幕府県治要略』(柏書房、1981年)の絵図の他に、天保2(1831)年の「江州伊香郡重則村検地絵図面」(高島緑雄「検地を記録する農民」『歴史論』6、1979年)と、天保5(1834)年の「検地仕法」収載の絵図(多仁照廣「資料紹介 検地仕法 江戸時代の検地の図と実際」『税大論叢』17、1986年)の2点のみを見出せた。双方とも先行研究によって紹介されているものであるが、これまでの研究では十分に用いられてこなかったものであり、今後の活用が期待される。ただ、これらは視覚的に検地の実態を検討することができる貴重な絵図であるが、比較検討を行なうには点数が心許ない。今後も、こうした絵図が他にもないか引き続き調査を続けていく必要があるだろう。

また、収集した史料から、測量方法、斗代・名請の決定方法、検地役人の種類・人数、検地への村人の関与などを読み取って一覧表を作成していきっており、この作業は継続中である。これによって、多くの検地手法を要素ごとに比較検討することが可能になってきている。ただし、史料によって記載内容に大きくばらつきがあることも明らかになったため、不明な部分も多く、比較が困難な点も残った。

(2) 近世の検地については、通常の検地の他に居検地など、いくつかの手法があったことが知られている。本研究では、検地手法の比較を通してその展開を明らかにするため、まず江戸時代になってからの検地方法とされている地押(じおし)と呼ばれる手法について、いくつかの地方書から検討を行なった。

江戸時代に作られた代表的な地方書としてよく知られている大石久敬『地方凡例録』(近藤出版社、1969年)では、地押について、田畠の地位(等級)や石盛(年貢賦課基準高)は変更せずに測量する手法であると説明している。ところが、同じ地押という名称の手法でも違った内容を紹介する地方書もあったことが知られている(青野春水「地押」『国史大辞典』)。

本研究でも、地押について、作成した表を用いて地方書の記述の比較を行なった。たとえば18世紀前半に丹波国篠山藩士万尾時春が記した『勤農固本録』(『日本経済大典』4)では、地押を、検地と同じ方法だが検地前の高と検地後の高を両方記し置く方式である、と説明している。『地方凡例録』は面積のみ変更する簡易の手法とされていた地押が、『勤農固本録』の説明だと簡易の要素が無くなっているのである。

一方、同時期に幕府勘定方の役人であった辻六郎左衛門の記した『辻六郎左衛門上書』(『日本経済大典』10)をみると、村同士の相論の際に地位・石盛を変えずに測量だけをする方式と

説明している。この説明では、地押を『地方凡例録』と同様の手法としていると言える。同じ地押でも、『地方凡例録』および『辻六郎左衛門上書』と、『勤農固本禄』とでは、地位・石盛についてまったく違う手法をとっていたことが明らかであろう。

こうした地方書による説明の仕方は何によって生じたのであろうか。『地方凡例録』は18世紀末に久留米藩出身の大石久敬が高崎藩で記したものである。したがって、幕府の役人と藩の家臣が同じ方式を地方書に記していることになるから、地押の内容の違いを幕府方式と藩方式の違いとして一般化することはできない。譜代藩である篠山藩（『勤農固本禄』）が同時期の幕府と違う方式を採っていたという事実からみて、江戸時代にみられるさまざまな検地の方式は、幕府の強制や指導によって生じたのではなく、各藩・地域独自に生じていったものであると指摘できる。

(3) 土地の質を調べ、等級をつける方法についても比較検討を行ない、地押と同様に手法の展開について考察した。

18世紀半ばの弘前藩の地方書『地方秘書』（『新編弘前市史』資料編2、1996年）では、土地の等級によって、稲の太さ・米の大きさ・土の粘土・米粒の数などを判断の基準として記している。これは、実際に現地ですった稲を調査することを奨励しているとみてよく、特に秋の収穫時期を重視しているとみられる。

ところが、19世紀初頭作成とみられる水戸藩の役人坂場流謙の『国用秘録』（茨城県史編さん委員会編『近世史料 国用秘録』上、1971年）では、「春検地は土地が肥えているか否か見分けやすい。夏・秋は作業があるので測量するのはよくない。（収穫物の）出来を見るには秋検地がいいが、その年によって出来に差があるのであてにならない」と記している。稲の調査によって土地の等級を求めようとした『地方秘書』とは逆に、『国用秘録』は稲の調査をほぼ否定しているといっている。

この点、18世紀半ばに大津代官に仕えた谷本教が記した『縣令須知』（『日本経済大典』12）でも春検地を奨励し、「実った稲をみて検地をしたら土の吟味が疎略になる。年による差や二毛作での差もあるから、土の様子や用水の引かれ方を見て判断するように」と述べており、『国用秘録』と類似した見解を示している。このように、いつ検地を行なえば土地の等級を把握できるかという点について、江戸時代には見解が統一されていなかった。

等級の判断基準は、用水との距離や土などが重視されているが、多くの判断基準が地方書によってまちまちに挙げられており、かなり多様性があったことがわかる。変わったものでは、18世紀前半の盛岡藩の『郷村見聞誌』（渡部家史料館編『渡部家史料館研究資料集』1、渡部家史料館、2008年）が、土の色と味の違い、土を蹴り上げた際の飛び方から、土地の等級を判断しようとしている。土の味見などはあまり見られない方式だが、これについては福井藩の家臣から教わった秘伝であると記しているから、盛岡藩独自の方式ではない。これは、役人レベルで検地方法を模索する中で、他地域から情報を得ていた事例として貴重である。なぜ福井藩の家臣から方式を教わったのかという点については史料上に記されていないが、おそらく江戸においてなんらかの交流がなされたものと想定できる。

ただ、同じ18世紀前半の盛岡藩で行なわれた検地では、藩側の掟では土の色・油気・粘度・岩石の交わり方などを基準として定めており、味の話が記されていない（『検地大秘書』『渡部家史料館研究資料集』1）。したがって、土の味に代表される独自の判断基準は、同時期・同藩の中でも情報の共有が行なわれなかったために藩そのものの方式として採用されず、時に役人個人レベルにとどまってしまった場合もあったものと見られる。

このように、検地における土地等級の判断方式に大きな違いがあった理由は、藩当局が方式を定めていった場合もあるが、それ以外にも実際に作業を経験した地方役人が生み出していった場合や、他の藩の地方役人や地方書を参考にして受け入れていった場合があったことが指摘できる。これもまた、幕府が検地の方式を細かく統制していたわけではなかったことを示す事例と言える。江戸時代の検地の方式は、上位の権力の影響よりも、それぞれ地域や藩ごとに独自の進展を遂げていったものとみなすことができるだろう。

(4) 上記によって見通した江戸時代の検地方式の展開と、その前段階である戦国時代や豊臣政権期のあり方を比較する作業も行なった。なお、戦国時代や豊臣政権期は、史料の残存状況の関係から地押の具体像や等級の調査法といった江戸時代の指標を用いることはできないため、それぞれ別々の基準から検討して傾向を導いている。

戦国時代の土佐国では、地域権力（国人領主）が土地宛行状として坪付状を発給しており、その記載内容を調べることでその権力が土地をどの程度把握していたかがわかる。この坪付状を権力ごとに収集し、調査した結果、土佐国では、16世紀半ばにかけてもっとも有力であった土佐一条家の土地把握がまず進んでおり、一条家の配下に入った国人たちの土地調査がやがて進展していったことが明らかになった。これは、一条家の影響によって土地の把握が進んだものとみられる。一方で、一条家から離れた地域の国人たちは、抗争が激化していく中で、一条家以上に土地を把握するようになっていく。ここから、戦国時代には、上位の権力が下位の権力に土地の把握を促していく側面と、権力同士の抗争が進むことによって独自に土地調査を進展させていく側面の、両方があったことが明らかになった（本報告書5．〔図書〕）。

全国的に検地が行なわれたことで知られる豊臣政権の時期についてまとめると次のようにな

る。豊臣政権は、政権の直轄地や、政権の子飼いの大名の領地のほか、新たに服属した戦国大名領にも検地を命じていた。その際、豊臣政権は検地条目を作成して検地の基準を示し、また検地役人を直接派遣して検地に従事させるなど、政権の行なう検地方式の導入を強力に推進していったことがよく知られている。一方、豊臣政権に服属している大名の中でも、独自の方式のまま検地を行ったり、政権とは無関係に自身の理由によって検地を行ったりする場合もあった。だが、その場合でも、毛利氏のように検地を繰り返す中で、独自方式を改めて、豊臣政権の方式を採用していくことがあったことが知られる。豊臣政権の検地方式は、当時の先端の方式として、かなり多くの大名に受け入れられていったと言える。

以上に検討した権力の上下関係による土地把握方式の波及をあらためてまとめる。戦国時代では上位権力の影響と戦争の影響によって土地把握が進む。その後、豊臣政権が全国を支配したことにより、政権の大きな影響によって全国的に土地把握の方式が変わっていく。豊臣政権が滅びたのちの江戸幕府の時代になると、上位権力の影響は相対的に小さくなり、藩独自、あるいは藩の役人独自の方式が各地に生まれていったのである。地域権力独自のやり方が残った場合もあるから、検地の方式が全て一律に変わったわけではないが、検地方式の全国への波及という面で、やはり豊臣政権は一つの画期であったことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 2件)

平井 上総 他、戎光祥出版、戦国時代の大名と国衆、2018、pp.241-259

平井 上総 他、岩田書院、織豊期研究の現在、2017、pp.229-249

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。